デザイン・クリエイティブセンター神戸
クリエイティブラボスペース使用者
公募要項

令和８年10月

１節　概要

１．募集の目的

神戸市では、神戸のすばらしい資源や魅力をデザインの視点で見つめなおし、磨きをかけることにより、新たな魅力と活力を創り出し、くらしの豊かさを創造する都市戦略「デザイン都市・神戸」を推進しています。

この取組みの一環として、「デザイン都市・神戸」の創造と交流の拠点「デザイン・クリエイティブセンター神戸〔愛称：KIITO（きいと）〕（以下「センター」という。）」を2012（平成24年）８月に開設し、デザイン・クリエイティブセンター神戸条例（※　以下、「条例」という。）に基づき様々な創造的活動に関する事業を実施しています。

センター内には、企業・団体・個人のオフィスやスタジオ、アトリエ等としてご利用いただけるクリエイティブラボスペースを40室整備しており、このうち18室のラボスペースについて、この度入居者を募集します。

※　デザイン・クリエイティブセンター神戸条例　（第１条・第３条）

（設置）

第1条

デザイン、アートその他の創造的な活動(以下「創造的活動」という。)を通じて社会に貢献する人材について育成や集積を行い、及びこれらの人材やその他の人々との間において交流や連携を図ることにより、市民生活の質の向上及び経済活動の活性化を図ることを目的とする拠点として、デザイン・クリエイティブセンター神戸を設置する。

（事業）

第3条　センターにおいては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)　市民に対して豊かな感性及び創造力を育む機会を提供すること。

(2)　創造的活動に係る人材を育成し、及びその人材の集積を図ること。

(3)　創造的活動に係る情報を集積し、及び発信すること。

(4)　創造的活動に係る人々の間における連携や交流に関すること。

(5)　創造的活動を通じた社会貢献に係る調査、研究、実践及び支援に関すること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

２．施設全体の概要

（１）名　　称：デザイン・クリエイティブセンター神戸

（２）所　在　地：神戸市中央区小野浜町１番４号

（３）アクセス　：JR 「三ノ宮駅」、阪神・阪急各線「神戸三宮駅」徒歩約20分
ポートライナー「貿易センタービル駅」徒歩約５分
ポートループ「KIITO前」下車すぐ

（4）構造・面積：

	旧館	新館
構造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
敷地面積	8,601 ㎡	
延床面積	3,489 ㎡	10,290 ㎡
施工年	昭和２年	昭和７年

（5）主なスペース：

１階　　KIITOホール、クリエイティブスタジオ、ギャラリーA・B、クリエイティブラウンジ、カフェ、インフォメーション&ショップ、管理事務所

２階　　ライブラリ、生糸検査所ギャラリー、ギャラリーC、クリエイティブラボ、神戸市立三宮図書館※1

３階　　KIITO:300（創造的活動・社会貢献活動の交流拠点）、クリエイティブラボ、セミナー･ワークショップスペース

４階　　クリエイティブラボ

２～４階　プロジェクトスペース※2

※１　令和４年７月より三宮図書館が駅前再整備のため、仮移転しています。

※２　クリエイティブラボ使用者等が使用できるミーティング等の共用スペース。

（6）主な共用施設：プロジェクトスペース、給湯室、シャワー室、エレベーター２基、駐輪場、クリエイティブラボ入居者用定期利用駐車場、一般用時間貸し駐車場

（7）施設開館時間：施設の開館時間は９時～21時ですが、クリエイティブラボ使用者については電子カード貸与しており、時間外通用口から24時間出入が可能です。

（8）休　館　日：年末年始（12/29～１/3）並びに毎週月曜日（祝日、振替休日の場合はその翌日）

３．センターの管理運営主体

デザイン・クリエイティブセンター神戸運営共同事業体（指定管理者）
（構成団体：株式会社ｉｏｐ都市文化創造研究所、株式会社ウェルビーイング阪急阪神）

２節　クリエイティブラボスペース使用者の募集について

クリエイティブラボスペースは、創造的活動を通じた社会貢献に係る調査、研究、実践及び支援に関することを目的に、事業者や個人がオフィスや事務所、アトリエ等に５年間を上限に使用できるスペースです。【現況：40 室】

入居を希望する方は、第３節による応募手続きを行ってください。審査の結果合格された場合は、条例第５条第１項により使用許可を受け、入居いただけます。

１．募集するクリエイティブラボスペース

（１）面積・月額使用料等

次の18室のラボスペースについて、入居者を募集します。

区画	面積（㎡）	月額使用料(円)	使用開始可能日	使用許可満了日
304	40.76	81,500	R9.4.1	R14.3.31
305	31.14	62,200		
306	53.48	106,900		
307	84.58	169,100		
309	253.89	461,800		
401	129.87	236,200		
402	37.17	74,300		
404	73.19	146,300		
405	41.53	83,000		
407	84.76	169,500		
408	41.19	82,300		
409	26.5	53,000		
412	38.88	77,700		
416	51.85	103,700		
418	71.22	142,400		
419	27.54	55,000		
421	27.88	55,700		
424	43.37	86,700		

※申請は、上記の中から一つの区画を選択し申請してください。

※すべての区画は現在入居中、もしくは使用中ですので、室内をご覧いただくことはできません。

（２）引き渡し

引き渡し時の現状有姿にて引き渡します。

なお、引き渡しを行う前に、センター職員立会のもと、現地確認を行います。現地確認はセンターより連絡の上、日時の調整をいたします。（現地確認は原則として平日の９時～17時（休館日は除く）となります。）

（３）その他

選考の結果、合格者がいない区画が発生した場合、希望区画での選考から漏れた方で、合格者のいない区画の使用を希望される方については、３節の応募手続き等を満たす方で審査評定の高い方から順に割り当てます（その区画の使用条件が希望に合致しない場合はお断りいただいてもかまいません。その場合は次順位の方に割り当てます）。合格者のいない区画の使用希望の有無を「使用許可申請書（様式1）」に記載してください。

２．使用条件

（１）使用許可

「行政財産の使用許可」となります。使用用途については、建築基準法では「事務所」、消防法上の項判定は「15項（事務所等）」です。

（２）使用期間

許可書に定めた使用開始日から２節１（１）に記載する使用許可満了日までとなります。なお、公用もしくは公共用に供するため必要が生じたときには、使用許可期間中であっても使用許可満了日を変更することがあります。

（３）センター事業への協力・主催事業開催と連携

・ 入居者においては、センターの設置目的（条例第１条）を踏まえ、クリエイティブラボにおける創造的活動の実施を通じ、センターの活動への協力や連携を実施いただきます。

・ 原則として年１回以上、市民向けのワークショップやセミナー、展覧会、イベント等を企画・開催（以下「入居者主催事業」）していただくことを入居条件とします。入居者選定にあたっても、入居者主催事業の実施意向やその内容を考慮いたします。具体的には、指定管理者が主催する事業への参画、その他各種センター活動への協力、センターへの来館者向けのワークショップやセミナー、展覧会・イベント等の企画・主催などをお願いしております。

（４）月額使用料金

２節１（１）のとおり。

なお、使用料は月額使用料３ヶ月分まとめての前払いとなり、四半期ごとの支払いとなります。使用開始日および使用終了日が月の途中の場合は日割り計算となります。

対象期間	納期限
4月1日から6月30日の使用料	3月末
7月1日から9月30日の使用料	6月末
10月1日から12月31日の使用料	9月末
1月1日から3月31日の使用料	12月末

（注）月途中での使用開始および使用終了の場合の該当月使用料＝月額使用料÷その月の日数×使用日数

（５）空調光熱費

実費（※当月実績を翌月払）

（６）保証金

無し

（７）使用返還

返還日の３ヶ月前までに書面で提出いただきます。３ヶ月未満の使用返還はできません。

（８）返還時の原状回復義務

返還時、通常損耗や経年劣化以外で使用開始以降に生じた損傷や使用者による内装およびドアの変更は、原状回復義務が生じます。原状回復に不備があった場合は、修繕費用、原状回復費用を別途請求いたします。

（９）使用許可の取り消し又は変更する場合

次の事項に該当する場合は、使用期間中であっても、使用許可の取り消しまたは変更する場合があります。

① 神戸市において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
② 使用者に使用許可申請書並びに審査提出書類に虚偽があるなど、偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
③ デザイン・クリエイティブセンター神戸条例第10条、第17条の各号のいずれかに該当したとき。
④ 納期限までに使用料等が支払われないとき。
⑤ 暴力団の活動にされることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその利用が認められないとき。
⑥ 使用上の制限（使用者善管注意義務、用途以外の利用禁止、使用計画変更時の事前承認）、や転貸等（転貸・譲渡、担保設定の禁止）禁止に関する規定に違反する行為を行ったとき。
⑦ 活動状況が、センターの設置目的（条例第3条）に沿っていないと認められる場合、又は本公募要項に定める使用条件を満たしていない場合。

(10) その他

① 使用許可する使用開始日は、応募、審査の状況等によりご希望に沿えない場合がございますので予めご了承ください。
② デザイン・クリエイティブセンター神戸「クリエイティブラボ」施設利用細則（別紙２）を遵守していただきます。
③ 駐車場の使用については、クリエイティブラボスペースの使用者が確定後、別途、希望等を確認し手続きを行います。希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

３節　応募手続等

１．応募要件

センターの活動指針である「＋クリエイティブ」を十分理解し、次のいずれかに関する「創造的活動」を行う個人または団体であること。複数の団体、事業者での応募も可能です。

（１）クリエイター

アーティスト、建築家、デザイナー、その他クリエイティブな活動に携わる者。

（２）教育・研究

デザイン・造形・アート・建築などに携わる大学・教育機関、研究者など。

（３）クリエイターを支える事業者

デジタルコンテンツ、画像処理、デザイン、グラフィック、ファッション、音楽産業、ライティング･編集、広告、企画、映像･写真、出版･印刷、建築･設計などに関わる事業を行っている者。

（４）その他創造的活動を実施する者

センター事業との連携を積極的に図る団体･個人。社会貢献活動やソーシャルビジネス、子どもを対象とした創造的学びの推進など、創造的活動等に取り組む者。

２．応募の対象とならない団体・個人

① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続き中である団体

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年５月市長決定、以下「暴力団排除要綱」という。）第５条各号に該当する団体

④ 団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））及び神戸市税について、未納の税額がある団体

３．応募手続き

（１）公募、選定スケジュール

①公募要項等の配布　　令和８年10月15日（木曜）～令和８年11月15日（日曜）

②応募書類の受付締切　　令和８年11月15日（日曜）17時まで

③面接審査　　令和８年12月3日（木曜）10時～17時

※面接の時間については応募書類の受付締切後、速やかにご連絡します。連絡の無い場合は、末記記載の問い合わせ先までご確認ください。なお、面接審査を欠席された場合は辞退されたものとみなします。

④選考結果の通知　　令和８年12月４日（金曜）以降（予定）

（２）公募要項等の配布場所

①ホームページからのダウンロード　https://kiito.jp/floor/creative-lab/

②窓口での配布　　デザイン・クリエイティブセンター神戸
〒651-0082 神戸市中央区小野浜町１番４号
令和８年10月15日（木曜）～令和８年11月15日（日曜）のいずれも９時～17時。
（休館日を除く）

（３）提出書類

①　使用許可申請書（様式１）
②　団体概要書（様式２）
③　クリエイティブラボ活動（事業）計画書（様式３）
④　申請者の概要・実績等の分かる資料（会社案内、パンフレットなど）
⑤　定款又は寄附行為及び 法人登記簿謄本（法人の場合のみ・発行後３ヶ月以内）
⑥　法人印鑑証明書（法人の場合のみ・発行後３ヶ月以内）
⑦　住民票及び印鑑証明書（個人の場合のみ・発行後３ヶ月以内）
⑧　過去１年分の決算報告書および確定申告書の写し
⑨　法人市民税及び代表者の市民税の納税証明書 （直近のもの。法人市民税の納税証明書は法人の場合のみ）

（４）提出部数
提出書類　①②③④は４セット、⑤⑥⑦⑧⑨は１セット

【ご注意】
・①②③④の順番にクリップなどで綴じて４セットご用意ください。
別途、⑤⑥⑦⑧⑨は１セットご用意ください。
・必要な書類が全てそろわない場合、または記載内容の不備・虚偽の記載がある場合は受付できません。
・応募に関する費用は、応募者の負担とします。また、 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

（５）提出期間
令和８年10月15日（木曜）～令和８年11月15日（日曜）のいずれも９時～17時。
（休館日を除く）
提出の際は、必ず事前にご連絡の上、持参してください。
郵送の場合は、令和８年11月15日（日曜）必着でご送付ください。

（６）提出先
末記記載の問い合わせ先まで。

４．審査／合否決定
センターの目的や創造的活動による社会貢献事業の理解度、センター活動への貢献度等、応募者の業種業態等や事業目的・事業内容等について、提出書類及び面接による総合評価方式にて合否を決定します。

（事業内容によっては、追加資料のご提出をお願いする場合があります）
審査に関する内容は非公開といたします。

審査基準は以下の通りです。

審査項目	内　　容	配点（点）
適合性	センターの目的や創造的活動による社会貢献事業に関する理解度、協力度、積極性等	42.5
実現性	センターにおいて実施する事業の実現性、具体性等 ※事業計画において「入居者主催事業」の具体的な内容を提案すること。	40.0
協調性	業務形態における他の利用者との協調性、利用時間の妥当性、管理体制の妥当性等	17.5

４節　常時募集への移行

１．概要

１節～３節による手続きの結果、空室が発生した場合は使用者を常時募集いたします。

２．常時募集の有無及び応募手続き等

常時募集する区画や応募手続き等の詳細については、後日デザイン・クリエイティブセンター神戸ホームページにてお知らせいたします。

参考：デザイン・クリエイティブセンター神戸条例
https://www1.g-reiki.net/city.kobe/reiki_honbun/k302RG00001509.html

（問い合わせ先）

デザイン・クリエイティブセンター神戸　https://kiito.jp　担当：伊賀、脇本

※お問い合わせは、平日の9時～17時（休館日の月曜日は除く）にお願いいたします。
〒651-0082 神戸市中央区小野浜町１番４号
TEL / 078-325-2201　FAX / 078-325-2230　メール　info@kiito.jp